

## [特別募集]

特別募集住宅について、入居者を募集します。

**特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です。**

敷金、家賃は、同一住宅、同タイプの住宅と同じです。申し込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申し込みください。

**【注 意 点】** 申込みは一世帯につき1住宅のみです。

住宅タイプに応じて、単身でも2人以上でも申込みできる住宅、2人以上が申込みできる住宅、単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅を区分しています。

単身でも2人以上でも申込できる住宅に単身でお申込みの場合、募集案内書26ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅にお申込みの場合、募集案内書25ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申込みはできません。

なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

また、入居にあたっては、誓約書（前入居者において、室内で亡くなられた住宅であることへの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと）を提出していただきます。

高齢単身者・身体障がい単身者世帯【世帯区分コード：94、98（優遇あり）】

**【住宅仕様】** この住宅は緊急通報システムや数カ所の手すりを設置しています。

※緊急通報システムとは、部屋の中に設置しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴るシステムです。（設置されていない住宅もあります。）

**【資格】** 募集案内書の7～8ページの（1）～（5）、（7）及び9～16ページの資格を備え、次のいずれかに該当する方。

（ア）60歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（イ）身体障害者手帳1級から4級までの手帳を所持し、配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（ただし、常時介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます）

**【抽選優遇制度】** （1）一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので募集案内書の19ページをお読みください。

（2）世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、申込書の世帯区分コードは"98"（高齢単身者・身体障がい単身者（優遇あり））になり、該当しない方は"94"（高齢単身者・身体障がい単身者）になります。

（3）世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。

（4）世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

- 【注 意 点】** (1) 配偶者がいる方は申込みできません。(ただし、離婚手続き中の方またはDV被害者は申込み可能)  
※DV被害者の内容は、募集案内書の22～23ページに記載しています。
- (2) 単身者世帯(募集案内書26ページ参照)で申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。  
また、単身者世帯の住宅の仕様は一般住宅と同じ仕様です。(緊急通報システムと手すりはずいていません)
- (3) 仮当選後の資格審査時に単身入居者のための申立書(単身で生活ができるかどうかを確認するための申立書)を提出していただきます。
- (4) 緊急通報システムが設置されていない住宅もあります。